

# 平成 29 年第 9 回沖縄県教育委員会会議（定例会）議事録

## 1 開会及び閉会に関する事項

平成 29 年 7 月 20 日 午後 3 時 01 分開会

午後 4 時 33 分閉会

## 2 出席者及び欠席委員の氏名

### (1) 出席者

教育長 平敷 昭人 委員 照屋 尚子 委員 喜友名 朝春

委員 新崎 速 委員 玉城 きみ子 委員 松本 廣嗣

### (2) 欠席委員

なし

## 3 説明のため会議に出席した職員の職氏名

教育管理統括監 宜野座 葵 教育指導統括監 與那嶺 善道

参事 親泊 信一郎 総務課長 識名 敦

教育支援課長 登川 安政 施設課技術調整監 大城 範夫

学校人事課長 古堅 圭一 県立学校教育課長 半嶺 満

義務教育課長 當間 正和 保健体育課長 平良 朝治

生涯学習振興課長 城田 久嗣 文化財課長 萩尾 俊章

## 4 議事関係

### (1) 開会

平敷教育長が開会を宣告した。

### (2) 非公開の決定及び議事日程の決定

議事日程は、会議資料記載の日程案のとおりとすることが決定された。

### (3) 平成 29 年第 8 回議事録の承認

全出席委員異議なく、平成 29 年第 8 回議事録を承認した。

### (4) 議事録署名人の指名

平敷教育長が、松本委員を議事録署名人に指名した。

(5) 報告事項

報告事項1 平成29年第3回沖縄県議会（6月定例会）における質問・答弁等概要報告  
【説明（総務課長）】

資料に基づき、平成29年第3回沖縄県議会（6月定例会）における質問・答弁等概要について報告を行った。

【質疑等】

○新崎委員 教職員の超過勤務の実態等について意見を述べたいと思います。教職員の長時間労働が全国的にも大きな課題となっております。本県県立学校の調査から、月平均で100時間以上の超過勤務となったのが128名、それから80時間以上100時間未満の人数は161名、合わせると80時間以上の超過勤務は289名となり、この数値は、県立学校の5%程度に相当すると思います。ただ、教職員の勤務実態というのは、校種によっても違うと言われておりますので、県立学校でも、特別支援学校と高等学校では課題が異なってくると思います。個別に集計をして、それぞれの勤務実態をしっかりと把握して、長時間労働の解消に向けて取り組んで欲しいと思います。それから、先日文部科学省が2016年度の小・中学校の教員勤務実態調査を発表しておりますが、極めて深刻な状況になっております。松野文部科学大臣も「看過できない大変な深刻な事態だ」とコメントしております。校種が異なる中での比較になりますが、本県は全国の調査に比べて超過勤務の割合は小さいのかもしれませんが、しかし、月80時間以上が289名も居ることはやはり驚きだと思います。文部科学省においては、現在教員の働き方改革をテーマに有識者会議を立ち上げて、改善策を検討しているということです。長時間労働の抜本的な改善には、教育制度だとか、予算だとか、そのような問題もありますので、県だけで解決できる問題ではありませんが、深刻な状況であるだけに、県としても出来るところから始めることが重要だと思います。他都道府県や他都道府県の市町村では始めているところもあると聞いておりますので、そういった取組みを参考にしながら、少しずつでも取り組む必要があるのではないかなと思います。

○松本委員 月80時間以上を超える人の中に、月100時間を超える人も含まれているので、月平均では161名というのが総数ですよね。

○学校人事課長 県立学校調査を行った際、60時間を超える者・80時間を超える者・100時間を超える者の3つの区分に分けて、80時間を超える者の中から100時間を超える者の総数を引いております。ですから、ダブルカウントにはなっておりません。

○教育長 要するに、「80時間を超える者」の中には、80時間から100時間未満の者が含まれているということですね。

○新崎委員 厚生労働省が過労死ラインとしている80時間以上の超過勤務者の割合は、

全国の小・中学校の場合は、中学校が全体の58%、小学校が33%だと言われており、深刻な状況であると文部科学大臣も発言しています。ですので、本格的に取り組まなければならない問題だと思います。ただ、先程も申し上げましたが、制度や予算との関わりがないと抜本的に解決できないと思いますので、応急的には、それ以外のところで何かできないかということを検討いただきたい。

- 教育長 この件に関しては、議会でもかなり質問がありました。これは、教育委員会で1～3月について調査をして、数値を議員の皆様にお配りしましたので、それを踏まえての質問だったのだと思います。この勤務時間の把握については、前の議会でも質問がありました。県教育委員会では以前に、検討委員会で検討した「校務改善の提言」をさせていただきましたが、行事や会議の精選をしたり、望ましい部活動のあり方とか、部活動の休息日の設定とか、取組みを進めていく中で業務を改善していく話と、あとは事務的な観点では、定数の標準法があって、これが国庫であるとか、交付税の算定基礎になりますのでその範囲でやっておりますけれども、これに関する議論も睨みながら、国に制度的・財政的な要望を、全国教育長協議会などを通じて引き続きを行っていきたいと思います。そして学校での行事など、負担となっている部分について、改善できるところがないかどうか引き続き検討していくことが大事だと考えております。
- 照屋委員 「(9) 那覇市内への特別支援学校設置の取組について」と、「(29) 特別支援学校等に通う児童生徒の割合等について」の質問要旨と答弁内容について聞かせてください。
- 総務課長 「(9) 那覇市内への特別支援学校設置の取組について」は、那覇市内の特別支援学校設置の進捗状況と、今後の取組みについての質問でした。それに対して、「那覇市内の新たな特別支援学校は、施設規模や通学区域等を定めた県立那覇A特別支援学校設置基本方針に基づき、設置に向けて取り組んでおります。現在、設計業務を実施しており、平成30年度末に建設工事に着手し平成33年4月の開校を予定しております。」と答弁しております。
- 県立学校教育課長 「(29) 特別支援学校等に通う児童生徒の割合等について」の質問要旨は、義務教育段階における特別支援学校や、特別支援学級に通う児童生徒等の割合等、指導の現状及び今後の高まるニーズへの対応について聞きたいということであり、それに対して、「本県の公立学校における義務教育段階の児童生徒数は、平成28年5月1日現在で150,243名となっております。そのうち特別支援学校に在籍する児童生徒数は0.8%、特別支援学級に在籍する児童生徒は2.6% 通級指導教室に通う児童生徒は0.7%となっております。児童生徒の学習指導については、個別の学習指導計画を作成し、一人一人の障害の状態に応じたきめ細かな指導を行っております。また、高まるニーズへの対応として、研修の充実により教師の専門性の向上を図るとともに、全ての学校において、管理職・特別支援教育コーディネーターを中心とした

校内支援体制の整備に努めております。」と答えております。

- 照屋委員 「(9) 那覇市内への特別支援学校設置の取組について」は、那覇A特別支援学校も特色ある学校にして欲しいと思っております。他県では、高等部に職業科だけではなく芸術科があり、その中にアートコースと、器楽コースがある学校があります。生徒の中には芸術的に秀でている生徒もいますし、音楽的な才能を持っている生徒もいますので、良いところを引き出すという意味でも、一般クラス、重複クラス関係なく芸術分野に進学できる生徒がいればよいと思います。そして、県立芸術大学もありますので、そこと連携して、県立芸術大学の生徒が教えに来たりとか、交流も図れるのではないかと個人的には考えていますので、是非特色ある学校作りをしていただきたいと思っております。特別支援学校を卒業した生徒の中には沖縄の伝統工芸「金細工」を技術者から教えてもらい、福祉事業所で、実際に作って販売をしているところもありますし、南風原高等支援学校では、郷土芸能部と一緒に活動をして、琉舞や三線の活動を行っている生徒もいますので、是非そういうところを伸ばせるような学科にしていきたいと思いますので要望いたします。そして、「(29) 特別支援学校等に通う児童生徒の割合等について」についてですが、これは県民の皆さんの中に課題意識があるから質問したのだと思います。特別支援学校の高等部に軽度の生徒が入学してくる事例が最近多いのですが、本来なら高等学校に受験できる生徒が、特別支援学校の高等部に入学している可能性もありますので、その辺を義務教育段階でしっかりと特別支援学級の生徒を指導していただければと思います。そのためには、小中学校の学校長がリーダーシップをとって特別支援教育を十分に実施できる校内体制を構築していただきたいです。校内体制を構築するためには、やはり市町村教育委員会のバックアップが必要になると思いますので、特別支援教育の方向性が、どの方向に向かっているのかということをお示ししていただく必要があるのではないかと考えています。よろしくお願いいたします。
- 義務教育課長 今、委員からございましたように、子ども達の障害に応じた教育というものを市町村の小中学校でも実施しているところでございます。進路相談とか、キャリア教育等含めて、どの子がどの学校に進学した方が良いのか、ということをお示ししていただいているところでございますが、更に推進して参りたいと思っております。
- 教育長 那覇A校は、基本方針が決まっていますので、照屋委員のご発言は、その中で教育の中身についての提言ということでしょうか。
- 照屋委員 教育の中身についての提言です。
- 教育長 基本的には、自立のための教育という考え方なのですが、芸術分野をどのように取り入れられるかどうかということをお示ししていただきたいと思います。
- 照屋委員 小学館創業90周年記念企画、日本美術全集(全20巻)の日本美術の現在・

未来の巻が2～3年前に発行されましたが、特別支援学校の卒業生の作品が収められており、その現物は県立美術館に保存されています。実際にパリのアール・ブリュットという展示会に出展をして、作家として活動している生徒もいますので、そういった生徒の魅力を引き出す、今までと違った特別支援学校になればと個人的には思っております。

- 教育長 特別支援学校に在籍している生徒で、芸術的な感覚がすごく秀でていた生徒がいることもあります。これは、学校の教育でできるのか、それとも個人の才能によるものなのでしょうか。
- 照屋委員 教育したら大人の手が加わってしまいますので、自由に書かせて、それで、独特の作品が出来上がります。毎年実施されているアートキャンプでは、全県の生徒の作品を集めて浦添美術館で展示会を開いています。
- 教育長 那覇A校に関しては、具体的なカリキュラム等は引き続き検討していきたいと思っております。
- 玉城委員 「(37) 八重山農林高校の寄宿舎建設の進捗状況について」とありますけれども、その答弁内容について少し教えていただきたいと思っております。
- 施設技術調整監 質問要旨は、八重山農林高校の寄宿舎建設の進捗状況と今後のスケジュールについて伺いたいとのことでした。答弁としては、「八重山農林高校の寄宿舎につきましては、学校からの要望を踏まえ、修正・検討の結果、教室の1人あたりの面積を、当初の6.2㎡から、7.8㎡に拡大することとしています。また今年度に入ってから、改めて学校の要望を確認するとともに、5月時点の入寮者数等を踏まえ、整備内容について調整を行い、改築計画を進めているところです。スケジュールとしましては、今年度に修正や設計及び工事着工、平成30年度に工事完成予定となっております。今後とも生徒の安全で快適な教育環境の整備に努めてまいります。」となっております。
- 玉城委員 離島・へき地の学習環境作りということで、今後とも、平成30年度完成に向けて、その寮で子ども達がすこやかで楽しい学習生活が送れるように検討して、バックアップしていただければと思っております。

## 報告事項2 平成29年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の応募状況

【説明（学校人事課長）】

資料に基づき、平成29年度実施沖縄県公立学校教員候補者選考試験の応募状況について報告を行った。

【質疑等】

- 玉城委員 臨任の経験者の一部試験免除応募者が 695 名で、17.3%ということで、昨年よりも志願者に占める割合が増えております。今後もその傾向が続くのでしょうか。また、一次試験免除を受けた臨任の合格率についても教えてください。
- 学校人事課長 まず、一部試験免除者の状況ですが、695 名となっております。合格率については、免除対象者でない方と比較して、さほど差は無い状況です。一部試験免除制度が 3 年目を迎えますので、今後のあり方を十分検証して、対応していきたいと考えております。
- 新崎委員 二点ほど質問がございます。一点目は、加点に関しての質問です。英語資格加点者が 116 名いますが、他の加点項目と比べ人数が多いように感じます。これはどのようなものを基にして加点をしているのですか。
- 学校人事課長 TOEIC あるいは TOEFL の点数でありますとか、実用英語協会が実施している英語検定で一定以上の合格証明書を有する者について、加点をしております。
- 新崎委員 これは、英語の受験者に対してですか。また、どの程度の資格保有者が対象になるのですか。
- 学校人事課長 英語に係る中学校または高等学校の教諭の普通免許の受験者が対象となります。実用英語検定準一級以上、TOEFL では 80 点以上、TOEIC Listening & Reading Test の 730 点以上のいずれかを満たす者としています。
- 新崎委員 準一級というのは、教育委員会がすすめているものですね。
- 学校人事課長 はい。
- 新崎委員 もう一点は、受験者が減少傾向にあります。これは少子化で学生数が減っているのか、それが影響していると考えてもよいですか。それから、大学等の養成段階の免許状の取得状況がどうなっているのか、情報があれば、教えていただきたい。
- 学校人事課長 教員採用試験の志願者については、ここ数年減少傾向にあります。何故減少傾向にあるのか細かく分析する必要があると思いますが、大学新卒の免許申請件数は、ほぼ横ばいとなっております。採用試験の応募者の状況ですが、平成 19 年及び平成 24 年度をピークにしまして減少傾向にあります。平成 19 年度に比べると、小学校から特別支援学校までトータルで比較すると、1,452 名の減少になっています。ただ、免許申請件数が横ばいであること等を総合的に考えてみますと、少子化の影響

というより県内の景気が上向いてきたことが大きな要因ではないかと考えております。有効求人倍率も1.0倍以上になって、平成15、16年当時の倍率0.3～0.4倍よりもかなり改善されているということが大きく影響しているのではないかと考えます。

- 喜友名委員 志願者の多い教科及び少ない教科についてですが、少ない教科で家庭（調理）、工業化学、高校水産、高校福祉という形で並んでいるのですが、やはり産業系が少し人材の確保が課題になっている印象を持ちました。現状として、どういうことが課題になっているのかということをお教えいただけますか。
- 学校人事課長 家庭（調理）については、今回応募者が、残念ながらありませんでしたので、次年度以降も臨任による対応になると思います。何故家庭（調理）から高校福祉までこれだけ志願者が少ないのかについては、原因を明確に掴んでいるわけではなく、今後十分分析をする必要があると考えています。
- 喜友名委員 よろしくお祈りします。

### 報告事項3 教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止に係る第三者委員会設置要綱の一部改正について）

#### 【説明（総務課長）】

資料に基づき、教育委員会の権限事務に係る教育長の臨時代理（口利き等疑いに関する事実関係及び再発防止に係る第三者委員会設置要綱の一部改正について）の報告を行った。

#### 【質疑等】

- 新崎委員 事実を明らかにし、今後このような事態が起きないように、防止策を考えたという第三者委員会の要請に応じて、情報を提供し、証人に許可を与えるということは、教育委員会の努めであると思っています。臨時代理されたことには異議はありませんが、2点質問をしたいと思います。一点目は、第三者委員会の証人というのは、地方公務員法第34条2項の「法令による証人」に該当すると考えてよろしいのでしょうか。例えば、裁判所における証人、議会等の百条委員会における証人等と同様の効果があると考えてよろしいのでしょうか。もう一点は、証人となる場合、任命権者の許可を受けなければならないわけですが、法律において、任命権者から許可を受けるのは、証人となる者すなわち許可は特定の個人が受けることになっていると解釈してもよいのかについて教えてください。
- 総務課長 秘密を公開することは禁止されていますが、特定の場合には守秘義務の解除が行われます。その場合、守秘義務を解除するのは、地教行法・地方公務員法によって解除を行います。個人が申請をして任命権者や教育委員会が解除を行うというのが原則です。次に第三者委員会が法令に基づくのかということについてですが、法令による証人・鑑定人「等」という文言がついており、第三者委員会についてという

ことではありませんが、旧年度に、文教厚生委員会で前教育長が参考人として召喚された際に、文部科学省に問い合わせた事例があります。この事例では、法令で記載されている「裁判所」や「百条委員会」はあくまで例示ではあり、文教厚生委員会の場合においても法令等によるものであると解釈できるということでした。ですので、今回の第三者委員会についても、それにだいたい類するだろうということで教育委員会では法令による証人・鑑定人等ということで、解釈をしているということでございます。

- 新崎委員 地方公務員法では、個人に対して許可を与えるという形が基本になりますよね。
- 総務課長 はい。個人が裁判所等に召喚された場合には、秘密の公開・発表について、任命権者に申請をして、任命権者の許可を得なければならないという規定ですので、個人個人で申請を行うというのが原則となっていると思います。
- 新崎委員 これを理解した上で、先程説明のあった概要の3号「円滑な実施を図るため」に包括的に与えたいということなのですよ。理由はよく分かります。ただし、状況によっては人権に関わってくると思いますので、行政が立ち上げた委員会なのでそのようなことは無いと思うのですが、運用に関してはぜひ慎重に行うようお願いをしたい。

## (6) 議案審議

### 議案第1号

沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則について

#### 【説明（県立学校教育課長）】

資料に基づき、沖縄県立高等学校管理規則の一部を改正する規則についての説明を行った。

#### 【質疑等】

- 玉城委員 児童生徒の減少により今後もこのようなケースが出てくると思います。今回の改正の必要性として、統合した機械科は、機械加工コース及び機械整備コースの2コース制とし、従来と同じようなカリキュラムを継承するとありますが、これは非常に重要なことではございますが、変化の激しい社会において、新しい時代に求められる資質能力を育成するためにも、カリキュラムの見直しや、工夫・改善等はこの学科改正の中に付け加えることはないのでしょうか。
- 県立学校教育課長 この学科改正にあたっては、学校の方で慎重に検討して、学校の案として挙げてきた経緯がございます。学校の方で、やはり将来の工業界を担う人材を育成するという目的の下に教育課程を編成していますが、そういった視点で検討した場



合、やはりまだ機械系の仕事の内容として、材料を確保し、物づくりを行う製造業、機械を保守・管理する整備業に分けられ、まだそのようなニーズがあるということがあり、現在のコースをそのまま存続したいというのが学校の要望でございました。それを踏まえての改正になっております。

- 玉城委員 今後もこのようなケースが出た場合、社会のニーズに合わせたカリキュラムの編成とか、そういうことが必要になってくると思いますが、その辺の学校への指導はどのようになっていますか。
- 県立学校教育課長 毎年、学校長を中心として、地域の産業界のニーズも踏まえてその都度、教育課程の検証等を学校で行っています。必要性がある場合、学校でも改正を図っていくという方向で進めていると思っておりますし、またそのような方針で指導をしております。
- 松本委員 専門的に細分化した教育を受ければ、潰しが効かないといいますが、将来、状況が変化したときに、他分野に飛び込むのが非常に難しくなります。そのようなことも考えると、より一般的な部門の教育をして、それから専門的な教育に分かれることが好ましいと考えますが、そのような仕組みになっていませんか。
- 県立学校教育課長 ニーズに合わせて、電気・機械・建築・土木等そういった専門性に分かれた学科を設置しておりますが、やはり3年間の限られたスパンの中で、全ての状況に対応できるような勉強しつつ、特化した専門分野の勉強もするというのは中々難しい状況です。基本的には初年度の1年間は、工業技術基礎や情報技術基礎といった各科に共通する科目を設置していますが、やはり3年間の限られたスパンの中で、全ての内容に対応できるところまでは踏み込めていないところがございます。
- 松本委員 専門性というのはどうしても必要になってくると思っておりますし、工業界も求めていると思っておりますが、状況が変化したとき、専門分野が縮小、消え去る場合に、対応できるような教育が必要だと思っております。ですから、今言われていたように一般的なものを1年生の間やっていく、それと同時に専門的なことも学ぶということであれば、よろしいのではないかと思います。
- 新崎委員 高校入学希望者が減少している状況で、昨年の応募状況から考えてみますと、全日制課程以上に定時制課程に大きくその影響が出ていることがうかがえます。学校や生徒の実態に応じて、学科・コースの再編をしていくというのは、自校の教育改善にもつながるだけに極めて重要だと考えております。常に実態がどうなっているのか、どうすれば学校が活性化するか考えながら再編をしていくかどうかということを考えることが大切だと思っております。那覇工業高校の場合は、現在ある学科を整理して、その学科をコースとして編成する形を採っています。確かにこの方法は、学科の内容を変えずに、教育の質を落とさずに、人数調整のみで空き定員が解消できるという点では、学科編成

の一つの方法だと思います。学校もかなり検討を重ねて、実態を考慮して申請されていると思いますので、提案の内容に異議はありません。ただ、現状維持するために学科をコースへ変更することがあるのではないかと危惧しています。最近、AIの発達によってここ十数年の間に職業が大きく変化していくのではないかと、特に物づくりと関係のある工業分野が大きく影響を受けるのではないかとされています。やはり社会の状況が大きく変化していかうとする状況の中で、学科の編成を機会に、これからの工業教育のあり方を検討することも必要でないかと思えます。例えば、国や産業界の動向、変化に対応する人材育成の観点から、学科や教育内容を検討していく必要もあると思えます。もう一点は、変化の激しい社会で生きていくためには、基礎基本と専門性をどのように学んでいくかということが課題になってくるということです。松本委員が話されていた点との関わりで考えることも大切だと思います。激しい社会の変化の中で身に着けたことが短期間で使えなくなる状況も出てくるのではないかと。常に変化に対して学び続けることが必要になってくるのではないかと。高校の段階では突出した専門性ではなく基礎基本を身に着けさせることに重点を置いた教育というのが、対応力を強くするのではないかとということも言われ出しています。今後は、現状維持だけでなく、一歩踏み込んで、将来の教育をどうするか考え、学科編成に生かしていくことも必要ではないかと思えます。

- 照屋委員 コースの一部の改正については、学校の要望とニーズがあるので異議はありませんが、新崎委員がおっしゃたことに関連して意見があります。編成整備計画について、併設型の高等支援学校も設置しておりますので、高等学校と特別支援学校の編成整備計画を分けるのではなく、トータルして県立学校はどのような方向性に進んでいくかを考えていく必要があると思えます。他県では県立学校改革ということで、特別支援学校も含めた大きな改革をしている県もござります。編成整備計画を別々に考え、目先の生徒数の減少に学科改変で対応すると、この先不具合が出てくるのかなと思えます。現計画の終期である平成33年を待たずに、是非検討していただきたいと思えます。
- 県立学校教育課長 計画のあり方については、各関係課で検討していきたいと思えます。

【採決の結果】

全会一致により、原案のとおり可決された。

議案第2号 学校職員の人事について（非公開案件）

議案第3号 学校職員の人事について（非公開案件）

- (7) その他  
特になし

- (8) 閉会

平敷教育長が閉会を宣言した。